

## 紀 宝 町 職 員 募 集 要 項

### 1. 職種及び採用予定人員

事務職（一般）・・・・・・・・・・・・・・ 2名程度

### 2. 採用予定年月日

令和5年10月1日付け

### 3. 受験資格

- (1) 平成元年4月2日以降に生まれた者
- (2) 令和5年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する者で、採用後、紀宝町に居住できる者
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した者

### 4. 受験手続

#### (1) 提出書類

- 申込書兼履歴書（紀宝町交付のもの）・・・1通
- 写真2枚（縦4cm×横3cmのサイズで、3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。  
1枚は①の申込書兼履歴書に貼付して提出、1枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出）
- 受験資格を確認できる書類
  - ・ 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
  - ・ 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合、  
父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
  - ・ 最終学校学業成績証明書・・・1通
  - ・ 最終学校の卒業証明書・・・1通

#### (2) 受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月24日（月）まで

（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、  
7月24日（月）午後5時15分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

#### (3) 受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701 紀宝町鶴殿324番地 紀宝町役場総務課 電話0735-33-0333

## 5. 試験内容

### 【第1次試験（択一式）】

科目	内容	出題数	解答時間
教養	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	40題	120分
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査	150題	20分

### 【第2次試験】

作文試験及び面接試験 ※ただし、第1次試験合格者のみ

## 6. 試験の日時及び会場（※7月下旬に実施通知・受験票を送付します。）

### (1) 第1次試験（教養試験、職場適応性検査）

日時：令和5年8月6日（日）

教養試験 午前9時00分開始（受付 午前8時30分から8時45分）

会場：紀宝町役場庁舎内、会議室

### (2) 第2次試験（作文試験、面接試験）

日時：令和5年8月20日（日）

作文試験 午前9時00分開始（受付 午前8時30分から8時45分）

会場：紀宝町役場庁舎内、会議室

## 7. 合否決定

(1) 第1次試験合格発表・・・8月中旬までに第1次試験受験者全員に郵送で通知します。

(2) 第2次試験合格発表・・・8月第4週に第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

## 8. 試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

- ① 請求できる人・・・受験者本人
- ② 提供内容・・・本人の各試験結果
- ③ 提供期間・・・発表から1か月間

## 9. 給与及び服務

- ① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給（令和5年4月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で185,200円、短大卒で167,100円、高校卒で154,600円でした。）
- ② 昇給・・・原則として、1年に1回
- ③ 勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで  
（ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。）
- ④ 休日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
（ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
- ⑤ 有給休暇・・・年次休暇は1年につき20日（採用年は15日）、このほか特別休暇等があります。

## 10. その他

- ① 採用予定人数は変更になる場合があります。
- ② 試験の成績によっては、採用者がいない場合があります。
- ③ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

### ※ 地方公務員法第16条の欠格条項とは

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和5年7月3日 紀宝町長 西田 健